

事業の移行にもなって生まれる

「失業者」について、市の責任は免れない！



●「失業者」が生まれた場合、市は責任をとってください●

事業の移行にもなって「失業者」が生まれた場合、誰が責任をとるのか明確になっていません。

これまで市は、「指導員との雇用関係がないので、市の責任はない」「失業者になるかどうかは、(委託されている)地域運営委員会が判断すること」と明言し、その道義的責任すら認めませんでした。

しかし、これまで永年にわたって地域運営委員会に委託してきたのも、要綱を廃止して委託を打ち切るのも、来年4月より公設公営学童保育をスタートさせるのもすべて市がおこなうのです。一連の流れに市が直接関わっておきながら、「指導員問題には関係ない」とどうして言えるのでしょうか。事業移行にかかわって発生する諸問題について、どんなに「指導員とは直接雇用関係がない」と弁解しても、市はその責任から逃れることはできません。

一方、地域運営委員会は、学校・PTA・地域関係者等と父母代表で構成されており、学童保育事業の運営母体とは言えません。市自身も「運営委員会委託方式は、国・県補助金を取るための受け皿」と明言しているのです。また、これまで各運営委員長に対し、「事業主」としての指導はしてきませんでした。したがって、地域運営委員会は指導員の失業問題について責任ある対応ができないことは明らかです。実際に、この問題に対応できないことに胸を痛め、多くの運営委員会から「円滑な事業の移行」「指導員の継続就労」についての要望書が市に提出されいます。こうした要望がありながら、市は責任を運営委員会に押しつけるつもりでしょうか。

このように、学童保育の実態からも、これまでの経過からも、市は「知らぬ存ぜぬ」という態度はとれないはずです。

私たちは、今後起こりうる指導員の失業問題について、市の責任を強く求めていきます。

●円滑な事業の移行ができるよう最後まで奮闘します●

来年4月まで、残すところ3ヶ月余りです。

より良い公設公営学童保育に移行するうえでの課題は山積みしています。

藤代市長は12月議会で「保育内容について協議をさせて頂きたい、また、指導員の報酬等については、私自身の含みをもっているので今しばらく時間を頂きたいと、学童保育の関係者に話をした」という旨の答弁をしました。

私たちはこの市長の答弁に大きな期待をもっています。

「安定して働ける指導員の労働条件確保と仕事内容をどのようにするか」「働く父母とその子どもたちにとって、どんな事業内容(保育内容)が必要か」「子どもたちに不安を与えないような勤務体制(ローテーション)をどう組んだら良いのか」などなど、市と協議すべきことがあります。

私たちは、より良い公設公営学童保育に移行できるよう、最後まで努力していく決意です。

まもなく2000年という新しい年がやってきます。

私たちはこれまでの運動に確信を持って、2000年が船橋の市民、子どもたちにとって明るい展望が開かれる年になるようがんばります。

船橋市学童保育
指導員労働組合

1999年12月22日

NO.22

学童保育指導員として

「優秀な人材」は、「教養試験」だけで

判断できるのでしょうか？

「職員採用にあたって、これまでの経験を考慮するよう、あらためて要望します」

私たちは「公設公営学童保育の拡充と指導員の継続就労」を求めて、様々な運動をすすめてきました。

指導員の公募が開始され、12月議会において「放課後ルーム条例」（公設公営学童保育の条例）が可決されたことによって、来年4月開始に向けた大きな節目を迎えています。

●「経験の考慮」がみられない「競争試験」●

12月15日に、広報「ふなばし」と「指導員採用試験受験案内」によって、指導員募集の内容が明らかになりました（船橋市のホームページにも「受験案内」が掲載）。

その内容は、第1次試験「教養試験」（社会、人文、自然に関する一般知識、文章理解、判断推理、数的推理および資料解釈に関する一般知能等）、第2次試験「適正検査」「面接」「健康診断」となっています。

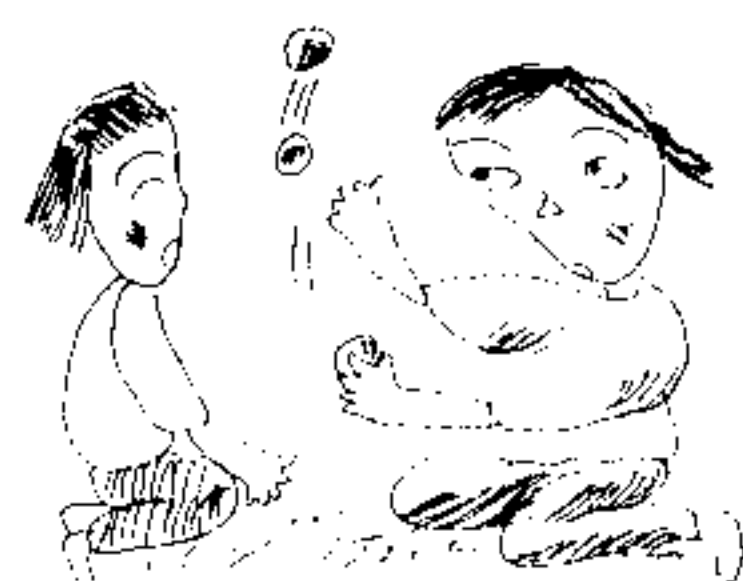
私たちは、これまでの経験を考慮して「選考」とするように訴えてきましたが、この試験内容からは学童保育指導員としての経験を考慮する姿勢は見られません。

また、採用する指導員の身分は「非常勤一般職」でありながら、ほとんど「正規常勤職員」採用試験の内容です。

こうした経過を見る限り、「指導員採用試験」は、「優秀な人材を確保するため」ということを口実に、現指導員をふるい落とすために実施するとしか考えられません。

私たちは、「競争試験」の実施を抗議するとともに、採用に際して、これまで訴えてきた昨年8月に市が出した「現指導員は別途選考し、不足分を一般公募する」という考え方にするよう、あらためて強く求めるものです。

それは、今年12月に「非常勤一般職」の規則が改定された内容、「任用は、競争試験又は選考により行うものとする」と、矛盾するものではありません。



船橋市学童保育

指導員労働組合

一九九九年十二月二十一日 NO. 22